

厚生教育常任委員会報告書

開催日時：令和7年2月21日（金）

午前10時00分～午後2時00分

開催場所：会議室302

1 播磨町人権尊重のまちづくり条例（案）について

播磨町人権尊重のまちづくり条例（案）について、所管する健康福祉課、協働推進課及び地域学校教育課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

播磨町人権尊重のまちづくりについて基本理念を定め、町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、あらゆる差別及び偏見の解消を図り、もって全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を図ることを目的に必要な事項を定める。

令和6年8月に第1回検討委員会をはじめ、9月の住民意識調査、11月のパブリックコメントを含んで議論を重ねてきた。令和7年3月定例会に上程し、4月1日に施行予定であり、令和7年度に、条例を基に推進計画を策定していく予定である。

【主な質疑応答】

Q 条例の中で教育自体も推進していくという内容で、前文に盛り込んでいくとのことだったが、どのように検討したのか。

A 人権に関する基本的な考え方や播磨町のこれまでの取組、人権問題の状況、目指すべき目標について載せるようにした。条例の全てにおいて検討委員会の委員の意見を聞いて、議論した上で条例（案）を完成した。

Q 人権に関する相談で、人権推進室はどこに置くのか。

A 福祉部門に人権推進室を設けるように進めており、4月から人権専用ダイヤルを設置する。

Q 人権相談ダイヤルを設置して、町の職員が担当するが、専門的な知識があるのか。

A 従来から専門的知識を持っており、人権推進室に属する職員である。

2 災害時に備えた医薬品等の備蓄について

災害時に備えた医薬品の備蓄について、所管する健康福祉課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

災害の発生直後には、多発外傷、熱傷、挫滅創、切創、打撲、骨折等への応急処置が必要となるが、災害により物流が停滞し、医薬品や医療物資の不足が想定される。町内の医療機関に対し、災害時に備えた医薬品や医療資材の備蓄を支援することで、災害時でも安定した医療提供体制の強化を図る。

はりま病院に発災後3日までに必要となる150人を見込み医療品などを備蓄してもらおう。

【主な質疑応答】

- Q 備蓄の中にある抗生剤は効果としてはいいが、耐性のある整腸剤等を補給しておかないとおなかを壊してしまうと言われている。災害時のトイレにも関係してくるので、一緒に検討してもらいたい。
- A 抗生物質も何種類か用意している。それぞれに効果があるが、おなかを壊すと困るので意見を伝えて検討する。

3 带状疱疹ワクチンの定期接種化と男性へのHPVワクチンの費用助成について

带状疱疹ワクチンの定期接種化と男性へのHPVワクチンの費用助成について、所管する健康福祉課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

带状疱疹ワクチン定期接種化について、令和6年12月18日の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部分において、带状疱疹を、令和7年4月1日から定期接種の対象とすることが了承された。対象者へは、役場から案内チラシが発送され、接種希望者は生ワクチンか不活化ワクチンのどちらかを選択した後、役場へ選択したワクチンの予診票の送付を依頼する。その後、役場から予診票とワクチンの説明書が接種希望者へ送付される。届いた予診票を持参し、医療機関を受診する手順となる。

定期接種以外の带状疱疹ワクチンの任意接種費用の助成は、令和6年度に引き続き令和7年度も実施を予定しており、50歳以上の方が対象となる。

男性のHPVワクチンの費用助成について、HPVは子宮頸がんだけでなく、咽頭や肛門、陰茎などにできるがんの原因となることが分かってきており、最も有効な予防方法が予防接種である。男性のHPVワクチン接種費用を助成することで、男性自身だけでなく、間接的に女性へのHPV感染を防ぐことにもつながるので、住民の健康を守るために助成を実施する。

助成対象は、播磨町に住民登録のある小学校6年生～高校1年生相当の男性で、3回接種する。1回につき上限17,000円を助成する。

町ホームページや広報はりまなどで周知を行い、小・中学生には教育委員会を通じ

て各小・中学校にて女性のHPV定期接種と同時に男性への助成についても伝える。

接種希望者は役場の予診票発行の申請をした後、予診票を持参して協力医療機関で受診をする。

【主な質疑応答】

- Q 対象年齢が小学校6年生から高校1年生となっているが、町独自の基準なのか。
A 女性のHPV定期接種年齢と同じである。

4 個人賠償責任保険について

個人賠償責任保険について、所管する保険課及び健康福祉課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

認知症の人や障がい者、障がい児が、日常生活における偶然の事故等で第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に、その損害賠償金を保障するため、個人賠償責任保険に町が保険契約者として加入することにより、認知症の人や障がい者、障がい児及びその家族の経済的・精神的負担を軽減し、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる環境を整備することを目的とする。

対象者は、認知症により行方不明となる恐れのある高齢者、障がい者、障がい児と考えている。

広報はりま、町ホームページ等で周知予定である。

【主な質疑応答】

- Q 民間の保険会社に参加するとあるが、一度その保険会社に参加すれば次年度からもずっと続けていく事業なのか。
A 継続して実施していきたい。

Q 見守りタグを持った方が保険の対象なのか。または持っていなくても保険の対象になるのか。

A 見守りタグを持っていない方でも、家族が選んだGPSなど他のものを本人に持たせたりしている方もいる。タグを持っている方イコールということは考えていない。

広報はりま4月号で概要についてはお知らせする予定である。

5 高齢者安全サポート車購入等補助について

高齢者安全サポート車購入等補助について、所管する保険課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

高齢者の運転する自動車による交通事故の防止及び、事故時の被害軽減のため、65歳以上の高齢者の安全運転サポート車（サポカー）の中古購入や所有する車両へのペダル踏み間違い時の事故抑止機能を有した装置等の購入及び設置に係る費用の一部を助成することで、高齢者の暮らしを支える交通手段となる自動車を安全に運転し、外出できる環境を整備することを目的とする。

対象者は、町内に住所を有する満65歳以上の高齢者で、有効期限内の自動車運転免許を保有する人であり、広報はりま、町ホームページ、SNS等で周知する。

【主な質疑応答】

- Q 例え、1台の車を夫婦で共有しながら、所有者も使用者も60歳の夫の場合、65歳の妻である方が運転する場合対象になるのか。
- A そういう家族もあるので、対象に加えさせていただき、同一世帯等の確認が取れば、対象とする。

6 (仮称) 播磨町こどもの権利条例制定に向けてのスケジュールについて

(仮称) 播磨町こどもの権利条例制定に向けてのスケジュールについて、所管するこども課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

こどもの権利条例については、当初令和7年4月1日施行で予定していたが、こども計画策定の中で子どもたちの意見を丁寧に聞いた上で、その意見を条例に反映させていきたいという思いが出てきたことから、令和7年度の半年をかけて条例内容を検討し、令和8年4月1日施行として、令和7年12月定例会で条例案を上程したいと考えている。

令和6年度は、こども計画の策定のため住民アンケートを行った。そこで、こどもの権利に係る項目について、子供たちに権利があることを知ってもらうため、中学1年生を対象に弁護士による講演会を行った。

令和7年度については、条例制定のための関係者との打ち合わせ、子供たちへの権利に係る学習の機会の提供、子供たちと意見をやり取りする場を設けるこども会議の開催、大人や子供たちへのアンケート、広報紙や保護者等に向けての広報チラシ等を活用した周知を予定している。

こども会議は、令和7年度中、5回の開催を予定している。

【主な質疑応答】

- Q こども会議のメンバーを広報に掲載して募集するとある。児童会や生徒会など学校で出すのか、どのような形で行うのか。人数の想定は。
- A 児童会や生徒会からというのではなく、あくまでも公募の形で行い、10名程

度を想定している。

7 (仮称) 播磨町こども計画の策定について

(仮称) 播磨町こども計画の策定について、所管するこども課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

近年、子供を取り巻く状況が大きく変化する中、国ではこども基本法やこども大綱において、全ての子供、若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる、こどもまんなか社会の実現を目指す方向性が示されており、子供に関する施策を総合的に推進するために本計画を策定する。

2月27日播磨町子ども・子育て会議を実施し、3月末までの完成を予定している。期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とし、計画期間中においても必要に応じ見直しを行う。対象は、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とする。

こどもについては一定の年齢上限を定めず、年齢で必要なサポートが途切れないようにする。

【主な質疑応答】

Q こども計画を子どもがいる人や保育関係者は見ると思うが、住民全体で自分事として考えるためのホームページやSNS活用の今後の展開をどのように考えているのか。

A アンケートやワークショップにおいて、子供に関する情報が届きにくいとの意見もいただいた。情報の手に入れやすさは重要だと思うので、取り組んでいく必要があると考えている。今回のこども計画概要版、こども版についてはわかりやすい形で作っているので、LINE等でも発信をするなど工夫をしていきたい。

8 (仮称) 播磨町児童発達支援センター開設に向けての進捗について

(仮称) 播磨町児童発達支援センター開設に向けての進捗について、所管するこども課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

令和6年11月にサウンディング型市場調査を実施し、2事業者と対話を実施した。12月に児童発達支援センター運営委託事業者選定委員会を開き、公募型プロポーザルで募集した。2事業者から企画提案書が提出され、2月にヒアリング審議を行った。

2月19日に委託事業者を決定し、今後契約に向けて話し合いをする。

児童発達支援センターを置く福祉会館の改修工事について、3月定例会にて工事請負費予算の承認を経て入札審査会を行い、5月から9月まで工事を行う。

播磨町児童発達支援センター開設準備会議を2回開き、運営方針、運営方法についての話しを進めていき、令和8年2月に播磨町児童発達支援センターを開設する。

9 大池堤体改修工事（第1期）の進捗状況について

大池堤体改修工事（第1期）の進捗状況について、所管する産業環境課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

工事について進捗が遅れており、工事を延長する必要がある。

主な理由は、埋蔵文化財発掘調査が必要になったこと、使用する重機の変更と小運搬の増加、既存の農業用水管撤去及び再設置工事の追加である。

変更後の工期は6月30日までとする。

【主な質疑応答】

Q 埋蔵文化財とは、どのようなものが出土したのか。

A 1か所から土師器と呼ばれる素焼きの土器と古代瓦が出土した。もう1か所からは、昔の人がつくった堤体の跡が13層の礫質の砂とシルト層というものが積み重なった堤体が確認され、遺跡に該当すると判断した。

Q 出土した各遺跡の関連品は、どのように扱っていくのか。

A 堤体は積ブロックをしていて見えなくなるので、写真で記録を残し、古宮大池西散布地の記録として冊子にまとめ記録が保存される。

出土した土器については、郷土資料館で保管され、展示をするかどうかは郷土資料館で検討する。

Q 農業用水路について、水路の配管はどこにあるのかなど町として把握していると思う。今頃なぜ工事内容で出てきたのか。

A 農業用水については、パイプがある可能性はあったが、掘削したところ水路際ぎりぎりのところに入りしており、工事で支障になるという事が判明した。協議した結果、秋ヶ池から冬場送っているパイプであることが判明したので復旧が必要になった。

厚生教育常任委員会報告書

開催日時：令和7年4月16日（水）

午後2時28分～午後2時57分

開催場所：会議室302

1 播磨南中学校西校舎大規模改修工事（第2期）について

播磨南中学校西校舎大規模改修工事（第2期）について、所管する教育総務課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

昭和54年、55年の竣工以降平成7年度に内装の改修、平成18年度に耐震補強工事を実施しているが、電気設備等の改修はしておらず老朽化が進んでいる。良好な教育環境を確保するために、令和6年度から3年間で西校舎全面改修工事を行っている。令和6年度は、大規模改修工事の第1期として主にトイレ改修を行った。

第2期工事では、校舎南側の職員室、校長室、美術室、図書室、理科室や普通教室などと、屋上防水の全面改修を行う。

工事の期間は、令和8年2月28日までを予定している。

【主な質疑応答】

Q 天井材更新で化粧石膏ボードとロックウール吸音板があるが、分けた理由は。

A ロックウール吸音板は音を吸収する性質に優れており、静かな環境を保つ必要がある放送室と、来客が来られる校長室の2部屋に使用する。

2 播磨幼稚園配膳室改修工事について

播磨幼稚園配膳室改修工事について、所管する教育総務課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

令和8年度から給食を実施するため、配膳室を整備する工事を実施する。工事の内容は、配膳室の改修工事、小荷物昇降機棟の増設、屋外整備工事、電気設備工事及び機械設備工事を行う。

工期は令和8年2月27日までを予定している。

【主な質疑応答】

Q 現在、上の池の埋め立て工事が継続中であり、配膳室などの工事になれば工事車両がさらに増えるが、安全面はどうか。

A 上の池埋め立て工事については8月末までであり、改修工事の開始日は、9月1日から行い、同時にならないようにしている。

Q 配膳室の改修にあたり、衛生管理の徹底はどうするのか。

A 配膳室ができてからの運営に関しては、保健所等の指導のもとに行う。給食については、外部の調理委託を令和8年度以降できるように、令和7年度プロポーザル方式で事業者を公募することになっている。

3 播磨南中学校西校舎大規模改造工事(第2期)に伴う備品購入について

播磨南中学校西校舎大規模改造工事(第2期)に伴う備品購入について、所管する教育総務課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

第2期の大規模改造工事を行う普通教室や特別支援教室、校長室、職員室等で使用する備品を購入する。現在、使用中のものが20年から30年程度経過しており、老朽化している備品を更新する。

納入期限は令和8年1月6日としており、工事の進捗状況に合わせて普通教室で使用する備品については、8月22日に、特別支援教室で使用する備品については、9月16日に納入してもらうことにしている。

【主な質疑応答】

Q 生徒用の机で新JISと旧JISがあるが、分けた理由は。

A 新JIS規格のものは幅も奥行きも広い。教室に40人程度入る普通教室では狭くなるため、旧JISの机を使用する。特別支援学級では、広い方が使いやすいということで、新JISのものを使用する。また、美術室についても個人作業がかなり増えているため、播磨中学校に合わせて、一人用の机に更新する。

厚生教育常任委員会報告書

開催日時：令和7年5月19日（月）

午前9時55分～午後12時20分

開催場所：会議室302

1 播磨町立小中学校施設開放による使用時間の変更について

播磨町立小中学校施設開放による使用時間の変更について、所管する教育総務課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

播磨町立小中学校施設については、播磨町立学校使用条例及び播磨町立学校使用条例施行規則に基づき、学校教育に支障のない範囲内において、社会教育、社会体育の推進のために開放している。

開放の開始時間については規則で定めているが、主に夏季期間における熱中症対策として、開放開始時間を2時間前倒しし、午前6時から使用できるように改正を行う。

【主な質疑応答】

Q 各条例の中でも町長が認めた場合とあるので、その部分でできないのか。

A 町長が認める場合は、緊急時等を想定して書かれている。部活動の地域展開を実施しており、地域クラブになった場合は社会教育活動になる。

今後、いろんな部活が朝練や、夏休みにおいて日中の練習を避けるような形になることも考慮しながら時間帯の枠を早く開始できるように、幅を広げていきたい。

2 令和7年度播磨町フリースクール等利用助成事業について

令和7年度播磨町フリースクール等利用助成事業について、所管する地域学校教育課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

令和7年度より義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律の趣旨を踏まえ、不登校児童生徒の多様な居場所を確保し、社会的自立に向けた適切な学習活動等を支援するため、兵庫県の補助制度が創設された。

本町においても町内の児童生徒の様々なニーズに対応し、また義務教育期間における家庭の負担の平準化を図るため、播磨町フリースクール等利用補助金交付要綱

を設置する。

補助率について、兵庫県は保護者が負担する授業料や施設利用料に対して2万円を上限に4分の1となっており、播磨町も同様に4分の1を補助する予定である。

【主な質疑応答】

Q 原則として、フリースクール利用前までに申請をしなければならないとある。

フリースクールといっても補助対象になるかどうかは難しいと思うが考え方は。

A フリースクールに教育課程が精査されているか、情報提供をしてもらえるのかなど打ち合わせをした上で、補助金が出るかどうかの審査を事前に行う。

Q フリースクールと学校側で情報を共有していかないと対象児童の支援がなかなかできないと思う。今後、フリースクールに通う子供たちが増えてきたときにどう共有するのか。

A 個人情報保護というところが大きな課題になると考えている。近隣市町とどのような情報共有するのか、深掘りをしていきたい。

Q 不登校児童生徒への支援のあり方について、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。

子供中心に考えていかないと次に進めないと思うが考え方は。

A 児童生徒、保護者の意見等も参酌しながら、学校が必ずありきではなく、学校の魅力やフリースクールに通っている情報を、子供たちと対応しながらどのような社会的自立や、義務教育課程の過ごし方がその子にとって、妥当であるかということは、常に精査していきたい。

3 児童発達支援センター等への相談支援システム導入について

児童発達支援センター等への相談支援システム導入について、所管するこども課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

現在、播磨町障害者基幹相談支援センターが利用している相談支援システムを、新設する児童

発達支援センターを含めた幼児期から青年期、成人期に関わる各機関に導入することで、各機関で支援に必要な情報の円滑な共有、また本人に係る情報が集約できる体制を構築することを目的に、相談支援システムの導入を検討する。

情報の提供や共有の同意については、情報収集の目的や共有先を明確にして、書面により本人もしくは保護者より同意を得た上で実施する。

【主な質疑応答】

- Q 情報が集まっているので、事業者側と共有しながら二重三重のチェック体制で情報が漏れないような仕組みは。
- A USBメモリー自体を使用できないようにしている手段も含めて、より高いセキュリティを持って対応したい。
- Q 情報を共有する場合は、本人及び保護者の同意をもらうが、未成年者は本人が何かを承諾したりなど難しいのでは。
- A 未成年者が対象であるが、場合によっては17、18歳の方も対象になるかもしれない。そのときには一律に保護者が同意したから全てがよいというわけではなく、本人に寄り添った対応が重要になると思う。

4 定額減税補足給付金不足額給付事業について

定額減税補足給付金不足額給付事業について、所管する健康福祉課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

令和6年度に実施した定額減税調整給付金の支給額に不足が生じている方に対して、追加で給付を行う。

定額減税可能額の算出方法については、令和6年分所得税は、令和6年12月31日時点の扶養親族等の人数で算定する。

令和6年度分個人住民税所得割については、令和5年12月31日時点の扶養親族等の人数で算定される。

調整給付金は、定額減税前の所得税または住民税の税額が少なく、定額減税可能額が定額減税前税額を上回ると見込まれる方に対し、当該上回ると見込まれる額の合計額を基礎として、1万円単位で切り上げて算定した額を支給する。

今後のスケジュールとして、7月上旬に対象者に対し通知書を発送する。7月末頃に1回目の給付金支給を予定している。

給付金の申請受付期限は令和7年10月31日までとする。周知については、個別周知の他、広報はりま、町ホームページ、SNSで行う。

【主な質疑応答】

- Q このようなことが発生した理由は。
- A 令和6年中の所得と令和6年度の住民税から定額減税をするという制度だった。しかし、令和6年度中は、まだ令和6年の所得税が確定してなかったのが先に令和5年の所得を令和6年のものと推計して計算をしていたため、令和6年と

令和5年の所得税が変わる方の不足が発生し、令和7年度その不足額を給付する。

5 古田西公民館解体工事の概要について

古田西公民館解体工事の概要について、所管する協働推進課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

古田西公民館については、昭和49年に建築され、約50年を経過している。建物の老朽化が進行しており、協議を重ねた結果、解体撤去を行う。

工事は、上屋、基礎躯体及び外部構築物の解体工事を実施し、解体後の整備として、真砂土敷設、侵入防止柵を行う。

工期は令和7年11月30日までを予定している。

【主な質疑応答】

Q 構造物の中にアスベストの確認はしているのか。

A 設計時に調査を行い、外壁の吹き付けタイルの仕上材にアスベストが含有していることを確認した。アスベストの状況については、表面の塗装材に含まれているので、粉じんが出ないように剝離剤を用いてめくり取って、袋に入れて処分を行う。

6 ライマ市姉妹都市協会訪問団の受け入れについて

ライマ市姉妹都市協会訪問団の受け入れについて、所管する協働推進課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

アメリカ合衆国オハイオ州ライマ市とは、1999年に姉妹都市提携を結び、令和6年度に25周年を迎えた。それを記念して、令和6年10月に町職員3名でライマ市を訪問し、これまでの感謝の気持ちを伝え合うとともに、今後の交流について確認した。

その中でライマ市姉妹都市協会から、令和7年度に青少年訪問団を派遣したい旨の相談を受けた。

6月の訪問団は10代後半から20代前半の青少年を中心とした訪問団で、人数が6名、日程は6月12日（木）から17日（火）までの5泊6日で、内容は町内教育機関や施設の訪問、歓迎会、ホームステイ、日本文化体験、町内学生との交流などを考えている。

9月の訪問団は、姉妹都市協会訪問団で、人数が13名程度で、日程は9月5日

(金) から9月9日(火)までの4泊5日で、内容は歓迎会、舞台「WAR BRIDE」の鑑賞、大阪・関西万博の訪問になる。予算不足分について6月議会に上程の予定である。

今回の訪問団受入を契機にしっかりと情報を発信し、ライマ市との交流を改めて知る機会にしたいと考えている。

【主な質疑応答】

Q 宿泊費や食費についても播磨町が負担する形になっている。従来から互いに行き来する時にはそれぞれの市町で負担するという考えだったのか。

A 双方で費用負担というところについては、覚書が交わされている。その中で町内での活動、兵庫県内の活動、また空港等への送迎など準備にかかる費用については受け入れる側の負担としている。

7 公有財産取得に係る経緯について

公有財産取得に係る経緯について、所管する産業環境課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

令和5年度に、播磨町駅周辺の商業振興や播磨町駅利用者の利便性の向上を図るため、庁舎周辺の時間貸し駐車場設置の可能性について検討を開始し、事業者にサウンディングを行った。

事業者から3回の提案があり、2回目の提案を受けた後、他の事業者に対してもサウンディングを行った。

本町としては、庁舎駐車場を有料とする場合、役場等公共施設利用者の利便性が大きく損なわれ、施設利用者に対して無料処理を行う事務等が発生することや、来庁者の役場利用時間の管理、また第1庁舎駐車場についてはイベントによる利用もあることから庁舎駐車場の有料化は難しいと判断した。

そういった中、令和7年4月に第1庁舎西側に隣接する約400平方メートルの土地が売却に出されていることが判明した。

当面の利活用に関して、庁舎周辺の時間貸し駐車場として2者よりサウンディングを行った結果、月数万円を事業者から本町へ支払うとの提案があり、駅周辺の商業振興や播磨町駅利用者の利便性の向上となることから、当面は、駅前の駐車場としての活用を見込み補正予算計上に至った。

当該地は庁舎、中央公民館及び図書館といった行政機関が集積した区画であり、将来的な庁舎周辺の土地利用を考えたとき有用性ある土地と考えている。

【主な質疑応答】

Q 購入した土地を有料駐車場として活用するとしている。第1庁舎と第2庁舎の駐車場が無料で利用できるのに利用者が発生するのか。

A 主に夜間に需要と供給があり、播磨町駅の利用者が使う形になると思う。夜間駐めて置きたい、けれども役場の前の駐車場は鎖りのチェーンがあるので民間の駐車場はないのかとの問い合わせがある。

Q 駐車場にする目的をパークアンドライドということで説明があったが、播磨町にとってはこういう効果があるというのが読み取れないので、そこについての説明は。

A パークアンドライドというふうに説明して予算は計上したが、地球全体の環境のことを考えて化石燃料の使用量が減るので有効であると説明した。最終的には、町有地として庁舎の複合化ということで活用していく。

8 電力地産地消事業パートナー候補者選定に係る公募型プロポーザルについて

電力地産地消事業パートナー候補者選定に係る公募型プロポーザルについて、所管する産業環境課より説明を受け、質疑を行った。

【説明の概要】

エコクリーンピアはりまで発電する余剰電力を2市2町の公共施設で地産地消利用するために、地域新電力会社を設立して2市2町で基本協定書を締結し、会社設立に向けた事業実施体制等を検討してきた。

地域電力会社は2市2町、パートナー事業者及び2市2町が指定する金融機関の出資を前提としており、運営については、小売電気事業等に関する電力事業の専門的な知識とシステム・ノウハウなど、様々な能力が必要になるため、地域新電力会社の運営を共に行うパートナー事業者となり得るパートナー候補者を、公募型プロポーザル方式で選定する。今後のスケジュールは、10月中にパートナー候補者を選定する。

その後、地域新電力会社を令和8年1月下旬に設立予定であり、公共施設への電力供給開始は令和8年10月1日からを予定している。